

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011 - 204 - 5035
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

規 則

○北海道職員倫理規則の一部を改正する規則..... (人事課) 1

規 則

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第96号

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則

北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条及び第7条第2項第8号本文」を「第4条及び第6条第2項第8号本文」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第2項ただし書を削り、同項第6号中「受け、又は利害関係者と共に飲食をする」を「受ける」に改め、同項第7号中「受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をする」を「受ける」に改め、同項第8号中「から第9号まで」を「又は第8号」に改め、同号ただし書中「、職員として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食(夜間におけるものに限る。)並びに同項第8号及び第9号に掲げる行為にあつては」を削り、同条第3項中「から第9号まで」を「又は第8号」に改め、「検査等の際に市町村職員と共に飲食をすることその他」を削り、同条を第6条とする。

第8条第4項中「から第9号まで」を「又は第8号」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第9条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督監が定める事項を倫理監督監に届け出なければ

ならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

第11条中「第7条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改める。

第20条第1項第1号中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表第1中「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

